

## 地方税財源の充実について

平成25年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.4兆円減の17.1兆円となつた一方で、一般財源総額は0.1兆円増の59.8兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、投資的経費等が削減されたため減少している。

また、臨時財政対策債は依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されておらず、加えて、社会保障と税の一体改革については、本年8月に社会保障制度改革国民会議の最終報告書が内閣総理大臣に提出されたが、制度の骨格を成す事項や、財源の確保をはじめとする国の責任も曖昧なままであるなど、社会保障の運営責任者である地方の立場からは、十分な議論が尽くされたとは言い難い。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

### 1 地方財政の充実強化

(1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

(2) 「骨太方針」及び「中期財政計画」においては、国の歳出の見直しと基調を合わせることとされており、特にリーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などを、経済再生に合わせ、削減する必要があるとされている。

我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されていないことから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること、また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業について同様に明確に措置すべきであることから、これらの措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠の維持など必要な措置を講ずること。併せて、企業立地促進法に基づく地方税の課税免除額に対する減収補てん措置を継続して行うこと。

さらに、「骨太方針」においては、頑張る地方の支援として、「地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行う」としているが、そもそも地方交付税はその交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障するものである以上、まずは地方の財政需要の地方財政計画への的確な反映を優先すること。

(3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。本来の趣旨に立ち戻り、早期に法定率の引上げによる交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

(4) 地方はこれまで国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、既に国を上回る不斷の行革を実施している。今後の公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国、地方を通じた中長期的な行財政改革の視点から、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うこと。

(5) 地域自主戦略交付金から移行した各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

(6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

(7) 成長戦略に基づく投資減税等法人税の引下げを行う場合には、地方財政に影響を与えることのないよう、地方交付税の法定率の引上げや他の地方税の充実等の代替措置により、必要な地方税財源を確保すること。

(8) 地球温暖化対策のための税については、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

(9) 自動車取得税については、平成25年度与党税制改正大綱において、2段階で引き下げ、消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で抜本的改革を行うこととされたが、その代替財源措置が具体的に示されていない。

自動車取得税は都道府県及び市町村の重要な税源として不可欠なものとなっていることから、その廃止に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。

(10) 税制の抜本的な見直しを行う際には、社会資本整備や高齢化の状況による地域間の行政コストの相違に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

## 2 社会保障と税の一体改革

(1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、先頃、政府において、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子が閣議決定されたところであるが、今後の改革の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 消費税の引上げに当たっては、中小事業者への転嫁対策を確実に実施するとともに、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対応、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずること等に加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても徹底した行財政改革を行うこと。

(3) 地方消費税引上げに伴う増収に見合う地方一般財源総額の確保を図るために、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度改革に伴い生じる地方負担に加え、物資調達コストに要する経費などの影響額を幅広く見込み、地方財政計画に適切に積み上げること。

また、地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、

各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税について、基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきであること。

(4) 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正する方策を講ずることとされており、現行の地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に復元すべきとの意見も聞かれるが、仮にこうした措置を講じた場合には、税源偏在や財政力格差は拡大することとなる。このため、何らの税源の偏在是正方策も講じずに、単に地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に復元する状況にはない。

従って、まずは、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る観点から、偏在性の小さい消費税と偏在性の大きい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行なながら取り組むべきであること。

平成25年11月20日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	山本 繁太郎